

# 職場のいじめ・嫌がらせ ドイツの現状

Dr. Martin Wolmerath

2013年2月28日 東京

# 内容

- データと事実
- 法令、国の政策、及び司法制度
- 企業における介入と防止策

# 内容

- **データと事実**
- 法令、国の政策、及び司法制度
- 企業における介入と防止策

# データと事実 (1)

- 総雇用数の3.5 %  $\approx$  140万人  $\approx$  約半分の企業
- 就業生活期間において4~9人に1人の従業員
- あらゆるビジネスで = 民間部門・公共部門
- 従業員が250名以上の企業よりも中小企業における事例が多い

## データと事実 (2)

- 民間サービス、公共サービス、商業において高いリスク
- いじめ事例の2/3～3/4は女性被害者
- すべての年齢層で見られるが、特に30歳～49歳の年齢層に多い
- 雇用期間が長期であってもいじめを防止できない
- ≈ 50%は上司によって, ≈ 50%は同僚によって, 1.5 ～ 2.3%は部下によって行われる

## データと事実 (3)

- 言葉によるいじめが最も顕著である
- ネットによるいじめ: あまり重要でない

# データと事実 (4)

- 犠牲：健康、仕事、自殺者2000人（男性：1500人，女性：500人）
- いじめを行う者：法的制裁はむしろ非現実的である、「不安感によりいじめを行う者」（おそれによるいじめ）
- 企業と従業員：年間に約150億ユーロの費用（事業コスト）
- 社会：社会的スキルおよび言葉によるコミュニケーションの低下、暴力の増加、社会的コストに関する数字はない

# 内容

- 数字と事実
- **法令、国の政策、及び司法制度**
- 企業における介入と防止策
- 将来の展望

# 法令および国の政策

- 特別の法律はない
- 法的措置はない
- 刑法典第238条: ストーキングは犯罪行為である
- 国の政策は問題を否認しているように思える
- 小政党が提出した法案(海賊党: 2013年, 民主社会主義党 [現在: 左翼党]: 1997年) は見込みなし

# 司法制度

- いじめ問題はあまり重要ではない周辺部分
- 判決はほんの少数
- 訴訟手段が成功した例は非常にわずか
- 裁判所は紛争を解決する場ではない
- 2012年7月26日：調停手続促進法（調停およびその他の代替的紛争解決方法促進のための法律）
- 連邦労働裁判所：2007年10月25日付の重要な判決

# 内容

- データと事実
- 法令、国の政策、及び司法制度
- **企業における介入と防止策**

# 企業における介入と防止策

- 労使協議会と経営側の企業合意が不可欠
- 一つの良い実例:



ご傾聴いただき誠に有難うござ  
います

 日独労働法協会  
Japanisch-Deutsche Gesellschaft für Arbeitsrecht

Deutsch-Japanische Gesellschaft  für Arbeitsrecht e.V.

